

四條畷市人事行政の運営等の状況

市の職員数や職員の給与などについて市民の方に広く理解していただくため、予算書や決算書などからそのあらましを公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数
		平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	
一 般 行 政 部 門	議 会	5	4	△1
	総務企画	77	78	1
	税 務	18	18	0
	民 生	104	104	0
	衛 生	27	28	1
	農林水産	2	2	0
	商 工	3	4	1
	土 木	25	21	△4
	小 計	261	259	△2
特 政 別 部 行 門	教 育	39	40	1
	小 計	39	40	1
公 等 営 企 業 業 部 門	下 水 道	6	7	1
	そ の 他	14	12	△2
	小 計	20	19	△1
合 計		320	318	△2

(注1) くすのき広域連合及び飯盛霊園組合への派遣職員や臨時又は非常勤職員は除いています。

(2) 平成31年(令和元年)と令和2年との職員数の増減状況

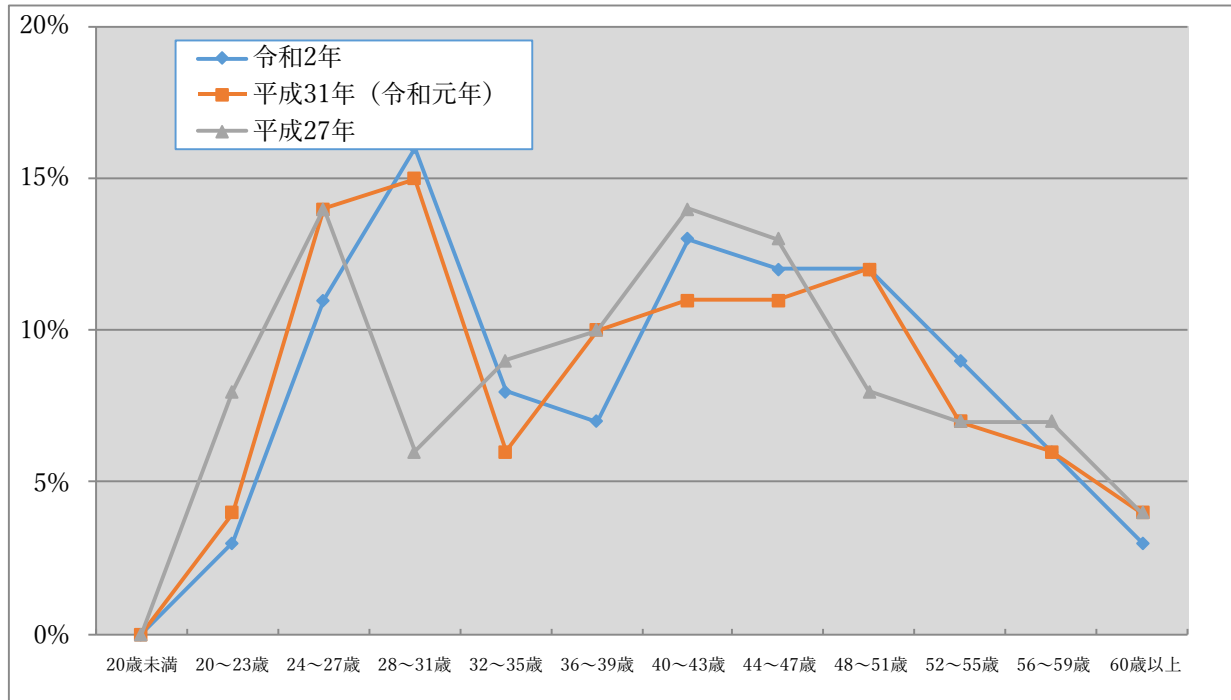
(単位:人)

区分 部門		増員数	減員数	差 引	主な増減理由
一般行政部門	議 会	—	△1	△1	減員:事務の統廃合縮小
	総務企画	3	△2	1	増員:国勢調査業務に伴う業務増 ICT部門強化に伴う業務増 広報・公聴業務の強化 減員:欠員不補充
	税 務	—	—	—	
	民 生	1	△1	—	増員:欠員補充 減員:再任用の任期満了
	衛 生	1	—	1	増員:市立保健センターにおける欠員補充
	農林水産	—	—	—	
	商 工	1	—	1	増員:体制強化
	土 木	1	△5	△4	増員:建築職における体制強化 減員:退職・人事異動による欠員の不補充
特別部門	教 育	2	△1	1	増員:体制強化 減員:団体業務縮小に伴う業務減
公営企業部門	下 水 道	1	—	1	増員:退職による欠員の補充
	そ の 他	—	△2	△2	減員:退職等による欠員の不補充

(3) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和2年	0	8	35	50	27	24	43	38	37	29	18	9	318
平成31年 (令和元年)	0	13	45	47	19	32	34	36	39	23	19	13	320
平成26年	1	27	41	14	32	33	48	39	31	18	41	6	331



(4) 職員の任免の状況

① 総括

(単位：人)

区 分	採用	昇任	降任	異動	休職	停職	退職	免職
平成31年度 (令和元年度)	23 (3)	28	—	59	65	—	21 (2)	—
平成30年度	16 (2)	33	—	77	56	—	19 (4)	—

(注1) () 内は、指導主事及び大阪府からの派遣職員を内書きしています。

(注2) 休職者数は延べ人数です。

(注3) 育児休業代替任期付職員（令和元年度は採用2人）を含んでいます。

② 職種別採用者数

(単位：人)

区 分			平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
一 般 行 政 職	一般事務職		6	15
	技術職	社会福祉士	4	2
		土木・建築		2 (1)
税 務 職			2	—
医 療 技 術 職			—	—
看 護 ・ 保 健 職			1	1
福 祉 職				1
企 業 職			—	—
技 能 労 務 職			—	—
幼 稚 園 教 育 職			—	—
そ の 他 教 育 職			2 (2)	2 (2)
合 計			16 (2)	23 (3)
う ち	男		9 (2)	10 (3)
	女		7	13

(注 1) () 内は指導主事及び大阪府からの派遣職員を内書きしています。

(注 2) 育児休業代替任期付職員 (令和元年は 2 人) を含んでいます。

③ 退職事由別退職者数

(単位：人)

退 職 事 由	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
勤続 25 年未満の自己都合	8	13
公務外死亡・公務外傷病	1	1
勤続 20 年以上 25 年未満の勸奨 勤続 25 年以上の自己都合		
公務上の死傷病 勤続 25 年以上の勸奨・整理	2	3
定 年	3	2
そ の 他	5 (4)	2 (2)
合 計	19 (4)	21 (2)

(注 1) () 内は指導主事、大阪府広域水道企業団及び大阪府からの派遣職員を内書きしています。

(注 2) 育児休業代替任期付職員 (平成 30 年度は 1 人) を含んでいます。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況

ア 普通会計決算

区 分	住民基本 台帳人口 (年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	前年度の 人件費率
平成 31 年度 (令和元年度)	人 55,637	千円 19,448,028	千円 421,710	千円 2,964,344	% 15.2	% 14.9
平成 30 年度	人 55,705	千円 19,544,700	千円 404,799	千円 2,912,263	% 14.9	% 14.5

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)を含んでいます(下表のイにおいても同様です)。

イ 下水道事業会計決算

区 分	総費用 A	純損益	人件費 B	人件費率 B / A	前年度の 人件費率
平成 31 年度 (令和元年度)	千円 1,719,308	千円 173,866	千円 50,446	% 2.9	% 3.3
平成 30 年度	千円 1,702,720	千円 153,372	千円 56,553	% 3.3	% 5.1

② 給与費の状況

ア 一般会計予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 2 年度	人 318 (105)	千円 1,315,266	千円 323,932	千円 540,932	千円 2,180,130	千円 6,856
平成 31 年度 (令和元年度)	人 306 (111)	千円 1,293,782	千円 303,923	千円 571,928	千円 2,169,633	千円 7,090

(注 1) 職員数の()内は、短時間勤務職員を外書きしています。

(注 2) 職員手当には、退職手当・児童手当を含んでいません(下表のイにおいても同様です)。

(注 3) 給与費は、年度当初の予算に計上された額です(下表のイにおいても同様です)。

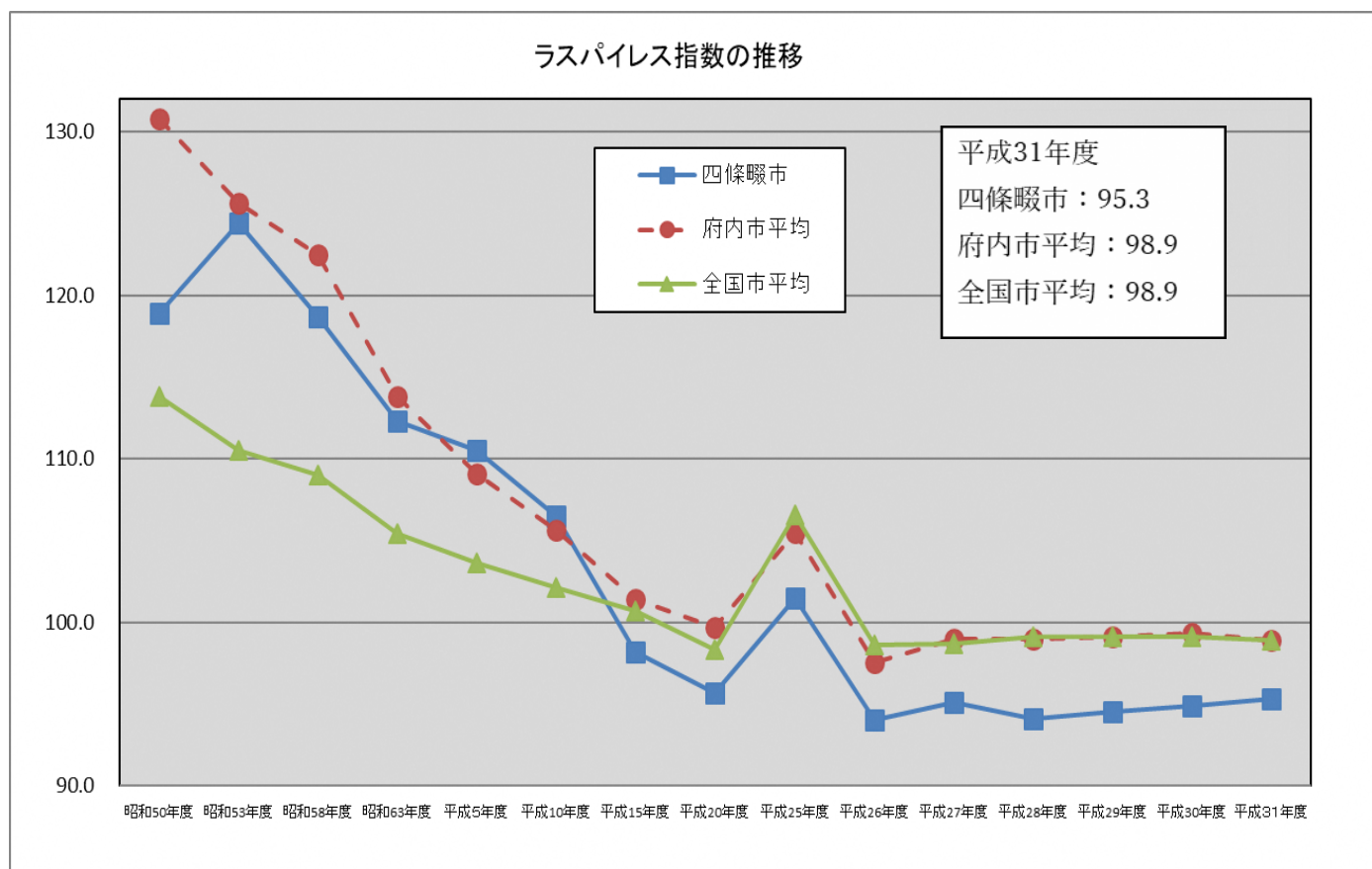
イ 下水道事業会計予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 2 年度	人 7	千円 26,846	千円 6,203	千円 14,377	千円 47,426	千円 6,775
平成 31 年度 (令和元年度)	人 7	千円 29,059	千円 6,458	千円 13,322	千円 48,839	千円 6,977

③ ラスパイレス指数の状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
大 学 卒	95.4	94.4	95.3	96.6	96.1
短 大 卒	100.1	100.9	103.0	99.4	104.6
高 校 卒	93.9	92.5	92.0	91.7	92.5
中 学 卒	104.3	99.3	91.0	90.0	0
全 体	95.1	94.1	94.5	94.9	95.3

(注) ラスパイレス指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、学歴別・経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。なお、ラスパイレス指数は、その年度における職員構成の状況によって変動する場合があります。



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 一般行政職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年4月1日現在)

区 分		平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
令和2年度	四條畷市	40.1 歳	297,961 円	385,344 円
	国	43.2 歳	327,564 円	408,868 円
平成31年度 (令和元年度)	四條畷市	39.7 歳	291,557 円	377,500 円
	国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円

(注1) 平均給与月額とは、給料と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです(下表の②・③においても同様です。)

(注2) 平均給与月額の下段の額は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです(下表の②・③においても同様です。)

② 技能労務職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年4月1日現在)

区 分		平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
令和2年度	四條畷市	53.0 歳	301,386 円	344,085 円
	国	50.9 歳	287,283 円	328,862 円
平成31年度 (令和元年度)	四條畷市	52.2 歳	308,767 円	358,633 円
	国	50.9 歳	287,312 円	329,380 円

③ 企業職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
令和2年度	40.2 歳	296,886 円	358,754 円
			345,693 円
平成31年度 (令和元年度)	41.4 歳	300,783 円	354,621 円
			347,276 円

④ 職員の初任給の状況

(各年4月1日現在)

区 分			四條畷市	国
一般行政職	令和2年	大学卒	188,700 円	182,200 円
		高校卒	160,100 円	150,600 円
	平成31年 (令和元年)	大学卒	187,200 円	180,700 円
		高校卒	158,300 円	148,600 円
技能労務職	令和2年	高校卒	160,100 円	— 円
		中学卒	— 円	— 円
	平成31年 (令和元年)	高校卒	158,300 円	— 円
		中学卒	— 円	— 円

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(各年4月1日現在)

区 分			経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	令和2年	大学卒	247,450 円	327,533 円	316,433 円
		高校卒	— 円	— 円	— 円
	平成31年 (令和元年度)	大学卒	241,767 円	300,600 円	341,933 円
		高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	令和2年	高校卒	— 円	— 円	292,500 円
		中学卒	— 円	— 円	— 円
	平成31年 (令和元年)	高校卒	— 円	— 円	— 円
		中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 級別職員数の状況

① 行政職等給料表の適用を受ける職員数の状況

ア 企業職員以外の状況

<平成31年(令和元年)(各年4月1日現在)>

職務 の級	標準的な職務の 内容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職名	人数	職員数	構成比	段階
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	人 33	% 10.5	事務職員 計	人 33 人 33	人 128	% 40.8	係員級
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 95	% 30.3	事務職員 技能職員 技術職員 計	人 79 4 12 人 95			
3級	主査の職務	人 53	% 16.9	主査 計	人 53 人 53	人 53	% 16.9	主査級
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 41	% 13.1	主任 計	人 41 人 41	人 41	% 13.1	主任級
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 24	% 7.6	課長代理 園長代理 施設長代理 主幹 計	人 12 9 2 1 人 24	人 24	% 7.6	課長代理級
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 47	% 14.9	課長 担当課長 所長 園長 施設長 館長 上席主幹 計	人 24 2 2 1 1 2 15 人 47	人 47	% 15.0	課長級
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 9	% 2.9	次長 室長 副参事 会計管理者 計	人 6 1 1 1 人 9	人 9	% 2.9	次長級
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 12	% 3.8	部長 局長 支所長 参事 教育次長 危機統括監 マーケティング監 総務監 計	人 5 1 1 1 1 1 1 1 人 12	人 12	% 3.8	部長級

<令和2年（各年4月1日現在）>

職務 の級	標 準 的 な 職 務 の 内 容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職 名	人数	職員数	構成比	段階
1 級	2 級以上に格付けされない職員の職務	人 18	% 5.8	事務職員 計	人 18 人 18	人 127	% 40.8	係員級
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 109	% 35.0	事務職員 技能職員 技術職員 計	人 96 4 9 人 109			
3 級	主査の職務	人 50	% 16.1	主査 計	人 50 人 50	人 50	% 16.1	主査級
4 級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 38	% 12.2	主任 計	人 38 人 38	人 38	% 12.2	主任級
5 級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 30	% 9.6	課長代理 園長代理 所長代理 施設長代理 主幹 計	人 15 1 1 2 11 人 30	人 30	% 9.6	課長代理級
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 45	% 14.5	課長 所長 園長 施設長 館長 上席主幹 計	人 26 2 1 2 2 12 人 45	人 45	% 14.5	課長級
7 級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 9	% 2.9	次長 副参事 会計管理者 計	人 7 1 1 人 9	人 9	% 2.9	次長級
8 級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 12	% 3.9	部長 事務局長 支所長 参事 危機統括監 マーケティング監 総務監 計	人 5 1 1 1 2 1 1 人 12	人 12	% 3.9	部長級

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務をいいます（下表のイにおいても同様です。）。

イ 企業職員の状況

<平成31年（令和元年）（各年4月1日現在）>

職務 の級	標準的な職務の 内容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職名	人数	職員数	構成比	段階
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	人 1	% 16.6	事務職員	人 1	人 2	% 33.2	係員級
				計	人 1			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 1	% 16.6	事務職員	人 1			
				計	人 1			
3級	主査の職務	人 1	% 16.7	主査	人 1	人 1	% 16.7	主査級
				計	人 1			
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 16.7	主任	人 1	人 1	% 16.7	主任級
				計	人 1			
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 16.7	課長代理	人 1	人 1	% 16.7	課長代理級
				計	人 1			
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 16.7	課長	人 1	人 1	% 16.7	課長級
				計	人 1			
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 0	% 0.0	次長	人 0	人 0	% 0.0	次長級
				計	人 0			
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 0	% 0.0	部長	人 0	人 0	% 0.0	部長級
				計	人 0			

<令和2年（各年4月1日現在）>

職務 の級	標 準 的 な 職 務 の 内 容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職 名	人数	職員数	構成比	段階
1 級	2 級以上に格付けされない職員の職務	人 2	% 28.5	事務職員	人 2	人 3	% 42.8	係員級
				計	人 2			
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 1	% 14.3	事務職員	人 1			
				計	人 1			
3 級	主査の職務	人 1	% 14.3	主査	人 1	人 1	% 14.3	主査級
				計	人 1			
4 級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 14.3	主任	人 1	人 1	% 14.3	主任級
				計	人 1			
5 級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 14.3	課長代理	人 1	人 1	% 14.3	課長代理級
				計	人 1			
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 0	% 0	課長	人 0	人 0	% 0.0	課長級
				計	人 0			
7 級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 1	% 14.3	次長	人 1	人 1	% 14.3	次長級
				計	人 1			
8 級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 0	% 0.0	部長	人 0	人 0	% 0.0	部長級
				計	人 0			

(4) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当（平成31年度（令和元年度））

区 分	四條畷市		国	
	6 月 分	12 月 分	6 月 分	12 月 分
期 末 手 当	1.3 月分 (0.725 月分)	1.3 月分 (0.725 月分)	1.3 月分 (0.725 月分)	1.3 月分 (0.725 月分)
勤 勉 手 当	0.925 月分 (0.45 月分)	0.975 月分 (0.45 月分)	0.925 月分 (0.45 月分)	0.975 月分 (0.45 月分)
計	2.225 月分 (1.175 月分)	2.275 月分 (1.175 月分)	2.225 月分 (1.175 月分)	2.275 月分 (1.175 月分)
1 人当たり平均支給額 (一般会計)	1,241 千円		－ 千円	
1 人当たり平均支給額 (下水道事業会計)	1,166 千円		－ 千円	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級による加算措置あり		職制上の段階、職務の級による加算措置あり	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成31年度（令和元年度））

区 分	四條畷市		国	
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高支給率	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
加 算 措 置	定年前早期退職に限り、その者の年齢に応じ2～45%を加算		定年前早期退職に限り、その者の年齢に応じ2～45%を加算	
退職時特別昇給	な し		な し	
1 人当たり平均支給額	1,073 千円	17,361 千円	－ 千円	－ 千円

(注1) 1人当たり平均支給額は、平成31年度（令和元年度）に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(注2) 退職手当の支給率について、国は平成30年1月1日から施行、四條畷市は同年4月1日から施行しています。

③ 地域手当（平成31年度（令和元年度））

区 分	一 般 会 計	下水道事業会計
支 給 対 象 地 域	全地域	
支 給 率	6%	
支 給 対 象 職 員 数	418 人	8 人
国 の 制 度 （ 支 給 率 ）	6%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額	193 千円	198 千円

④ 特殊勤務手当（平成31年度（令和元年度））

区 分	一 般 会 計	下水道事業会計
職員全体に占める手当支給職員の割合	5.5%	50.0%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	31 千円	3 千円
手 当 の 種 類	7 種類	3 種類

ア 支給されるもの

手当の名称	支給単価	支給対象業務
感染症防疫作業手当	1,000 円/件	法律に基づく感染症の防疫作業に従事
死獣処理手当	300 円/件	犬・猫等の死体処理に従事
そ族昆虫駆除作業手当	350 円/件	そ族昆虫の駆除作業に従事
行旅死亡人等収容護送手当	1,000 円/件	行旅病人の収容護送等の作業に従事
	2,000 円/件	行旅死亡人の収容護送等の作業に従事
土木等現場作業手当	250 円/日	土木・建築等の現場作業に従事
災害応急作業手当	800 円/件	防災等危険を伴う災害応急作業に従事
特殊自動車運転業務手当	150 円/日	特殊自動車の運転業務に従事

⑤ 時間外勤務手当・休日勤務手当（平成31年度（令和元年度））

区 分	一 般 会 計	下水道事業会計
職員1人当たり平均支給年額	301 千円	99 千円

⑥ その他の手当

(各年 4 月 1 日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<平成 31 年度（令和元年度）> 配偶者 6,500 円 （8 級職員：3,500 円） 子 10,000 円 父母等 6,500 円 （8 級職員：3,500 円）	同 じ	
	<令和 2 年度> 平成 31 年度（令和元年度）と同じ。	同 じ	
住居手当	<平成 31 年度（令和元年度）> 借家居住者 家賃に応じて 27,000 円まで	同 じ	
	<令和 2 年度> 借家居住者 家賃に応じて 28,000 円まで	同 じ	
通勤手当	<平成 31 年度（令和元年度）> 交通用具利用者 2,000 円～31,600 円 交通機関等利用者 運賃等相当額について、6 箇月定期券 の価額による一括支給（1 箇月当たりの 運賃等相当額の上限は、55,000 円）	同 じ	
	<令和 2 年度> 平成 31 年度（令和元年度）と同じ。	同 じ	
管理職手当	<平成 31 年度（令和元年度）> 部長級以上 78,000 円 次長級 65,000 円 課長級 58,000 円 課長代理級 45,000 円	異なる	<平成 31 年（令和元年）> 特別調整額として、官職に応じ、 46,300 円～139,300 円
	<令和 2 年度> 平成 31 年度（令和元年度）と同じ。	異なる	<令和 2 年度> 平成 31 年（令和元年）と同じ

(3) 特別職の報酬等

(平成31年4月1日現在)

区 分		給料月 額等	区 分		報酬月 額等
給 料	市 長	(920,000 円) 644,000 円	報 酬	議 長	590,000 円
	副 市 長	790,000 円		副 議 長	555,000 円
	教 育 長	730,000 円		議 員	530,000 円
期 末 手 当	市 副 市 長 教 育 長	6 月支給分：2.15 月分 1 2 月支給分：2.15 月分			
	議 副 議 長 副 議 員	6 月支給分：2.2 月分 1 2 月支給分：2.2 月分			
	加算措置 有				
退 職 手 当		(算定方式)		(支給時期)	
	市 長	(給料月額×在職月数×40/100) ※特別措置条例により支給しない		任期ごとに支給 ※支給しない	
	副 市 長	(給料月額×在職月数×25/100)		任期ごとに支給	
	教 育 長	(給料月額×在職月数×20/100)		任期ごとに支給	

(注1) 給料欄の()書きの額は、減額前の額です。

(注2) 市長、副市長、教育長の期末手当については、平成28年度の支給率のまま据え置きしています。

(注3) 議長、副議長、議員の期末手当については、平成29年度の支給率のまま据え置きしています。

(注4) 副市長及び教育長の給料月額及び退職手当は、平成31年4月1日現在減額はしていません。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等

(各年4月1日現在)

区 分	勤務日	勤務時間	休憩時間
令和2年度	月曜日～金曜日	8:45 ～ 17:15	12:00 ～ 12:45
平成31年度 (令和元年度)	月曜日～金曜日	8:45 ～ 17:15	12:00 ～ 12:45

(注) 職場により、始業・終業時間等が異なる場合があります。

(2) 職員の休暇

① 年次有給休暇

区 分	職員数 A	総付与時間 B	総取得時間 C	平均取得時間 C/A	平均取得日数
平成31年度 (令和元年度)	283 人	83,971 時間	23,087 時間	81.5 時間	10.2 日

(注1) 職員数は、各年4月1日から翌年3月31日までの全期間に在職した職員とし、当該期間の中途に採用された者や退職した者などは除いています。

(注2) 年次有給休暇は、160時間を限度として次年度に持ち越すことができます。

② 主な特別休暇

特別休暇とは、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です。主な特別休暇は下表のとおりです。

休暇の名称	内容又は取得条件	付与日数等
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として検査又は入院等の必要がある場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1年に5日以内
結婚休暇	結婚する場合	週休日を含む連続した10日以内
育児時短	生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回で、1回につき40分
配偶者の出産休暇	配偶者が出産する場合	5日以内
子看休暇	小学校6年生までの子を看護する場合	子1人につき、1年度で5日以内
祭日休暇	父母、配偶者又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日
夏季休暇	夏季において元気回復を図る場合	7月から9月までの期間内において7日以内
リフレッシュ休暇	永年勤続表彰を受けた職員が、心身のリフレッシュを図る場合 ①勤続期間が10年に達した職員 ②勤続期間が20年に達した職員 ③勤続期間が30年に達した職員	週休日を含む連続した ①3日以内 ②5日以内 ③10日以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。なお、分限処分には、免職・休職・降給・降任の4種類があります。

区 分		処分者数 (延数)	処 分 理 由
平成 31 年度 令和元年度	免 職	0 人	
	休 職	16 人	心身の故障により、長期の休養を要するためなど
	降 給	0 人	
	降 任	0 人	

(注1) 免職とは、職員の意に反してその職を失わせる処分のことをいいます。

(注2) 休職とは、職を保有させたまま、一定期間職員を職務に従事させない処分のことをいいます。

(注3) 降給とは、職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分のことをいいます。

(注4) 降任とは、法令・条例・規則その他の規定により公の名称が与えられている職で、その職員が現に有するものより下位のものに任命する処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分のことです。なお、懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

区 分		処分者数 (延数)	処 分 理 由
平成 31 年度	免 職	0 人	
	停 職	0 人	
	減 給	0 人	
	戒 告	0 人	

(注1) 免職とは、職員に対し、その職を失わせる処分のことをいいます。

(注2) 停職とは、職員をその職務に従事させない処分のことをいいます。

(注3) 減給とは、一定期間職員の給与の一定割合を減額して支給する処分のことをいいます。

(注4) 戒告とは、職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分のことをいいます。

5 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 職員の研修

職員の能力向上を図り、限られた職員数で行政サービスの維持・向上を目的として人権研修や管理職、一般職員等を対象とした研修を下表のとおり実施した。

また、市町村職員研修研究センター（マッセ OSAKA）の法律研修や各種実務研修などに49課程延べ74人、講座・セミナーに3課程3人、eラーニングに4課程延べ48人が参加した。その他、全国市町村国際文化研修所（JIAM）・財団法人大阪府都市整備推進センター・公益社団法人日本速記協会の専門研修に7課程11人が参加した。

研 修 内 容	受講対象者	研 修 期 間	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	平成31年4月1日～4月5日、 令和元年7月12日、 令和元年8月1日・28日 令和元年10月23日～10月25日、 令和元年11月18日・19日 ・21日・25日 令和元年12月23日	15
管 理 職 合 同 研 修 (4市合同研修)	課長級に昇任した職員	令和元年8月1日	1
人事評価研修	次長級から主任級までの職員	令和元年9月27日	53
自動車安全運転講習会	全職員	令和元年10月3日	13
遺言相続分野研修会	全職員	令和元年10月29日	7
「時間がない」「気が付けば仕事がたまっている」に効く！ 瞬発力×判断力トレーニング実践研修	全職員	令和元年12月5日	4
個人面談	平成25年度入庁職員	令和元年12月23日	5
メンタルヘルス研修	主任級以上の職員	令和2年1月22日	40
レジリエンス研修	全職員	令和2年1月24日	25

(2) 働き方改革の推進

働き方の見直しによって、職員一人ひとりの生産性を高めることにより、市民サービスの向上を図るため、以下の取組を実施した。

① 働き方改革プロジェクトチームによる検討

平成30年度に発足したプロジェクトチームによる課題解決に向けた議論を行った。

全庁的な課題として挙げられた3つ（情報共有・タスク管理・属人化）のグループごとに、課題解決に向けた取組方法の検討を行った。

また、全職員に対して本市の取り組んでいる働き方改革やタスク管理等に関するアンケートを行った。

<定例会日程>

日程	内容
令和元年8月2日（金）	前回までの振り返り・今後の流れ
令和元年9月13日（金）	課題抽出のグルーピング 各チームによるマニュアル策定に向けた取組みについて

② 他団体への情報提供

平成29年度から実施している本市の働き方改革の内容や取組について、他団体から研修を受講し、実践している職員への講師依頼を受け、研修講師や講義などを行った。

・視察

件数	視察団体
13	三重県亀山市議会 神奈川県横須賀市 鳥取県大山町議会 富山県氷見市議会 滋賀県野洲市議会 高知県宿毛市 公益財団法人日本都市センター 大阪府富田林市 福岡県飯塚市 滋賀県甲賀市 兵庫県伊丹市 埼玉県北本市議会 佐賀県庁

・講演

件数	講演依頼団体
5	静岡県菊川市、和歌山県橋本市、兵庫県明石市、大阪府富田林市 働き方改革ネットワーク会議（グランフロント大阪）

※本市職員が講師派遣されたものに限る

③職員意識調査の実施

働き方改革の一環として、市役所と職員との相互理解度を明らかにし、現在の組織課題を抽出して改善を図ることを目的に組織改善クラウド「モチベーションクラウド」を実施した。

平成31年度以降に全ての部署で取り組むことを前提に、総務部において各課の課題に対する改善プランを設定し、その改善プランを実行した。

また、実施した結果は各所属部長から各所属長へ返却し、マネジメントに活かすよう努めた。

（3）勤務評定（人事評価制度）

人事評価制度は、コミュニケーション・ツールと位置付け、①組織マネジメントの向上 ②人材育成 ③継続的な業績を達成する組織づくり ④挑戦する組織風土の4つを目的に実施している。令和元年度については、評価期間を上半期と下半期に分け全職員を対象に実施した。

なお、課長代理級以上の職員については、人事評価の結果を令和元年度の勤勉手当の成績率及び昇給に反映させた。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の福祉（福利厚生）

職員の福利厚生については、地方公務員法及び四條畷市職員厚生制度に関する条例に基づき、四條畷市職員桜楓会（以下「桜楓会」といいます。）で主に次の事業を実施しました。

- ・日帰り旅行
- ・ボウリング大会

なお、桜楓会では、会員からの掛け金と市からの事業に対する補助金を明確に区分し事業を運営しています。

（2）利益の保護（公務災害補償）

（単位：人）

区 分	発生件数			傷病の程度		被災職員内訳	
	公務災害	通勤災害	計	加 療 1月未満	加 療 1月以上	技能職員	その他
令和元年度	1		1	1		1	

7 公平委員会の状況

地方公務員法第7条第3項の規定により公平委員会を設置しています。なお、公平委員会は、次に掲げる事務を処理しています。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。

区 分	業 務 の 種 別	件 数
令和元年度	勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
	不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件
	苦情の処理の状況	0 件